

第1回警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会議事概要

1 開催日時

平成19年12月12日（水）午前11時から午後0時40分までの間

2 開催場所

警察庁第1会議室

3 出席者

・ 委員（五十音順）

岡村勲委員	弁護士、全国犯罪被害者の会代表幹事
川出敏裕委員	東京大学大学院法学政治学研究科教授
河上和雄委員	弁護士、学校法人駿河台大学名誉教授
残間里江子委員	(株)キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長
高井康行委員	弁護士
平良木登規男委員	慶應義塾大学名誉教授
前田雅英委員	首都大学東京都市教養学部長

・ オブザーバー

法務省刑事局総務課長

・ 警察庁

刑事局長、刑事企画課長、刑事指導室長

4 議事要旨

(1) 座長選出

平良木委員が座長に選出された。

(2) 警察庁説明

警察庁から、

- ・ 警察捜査を取り巻く諸情勢
- ・ ち密かつ適正な捜査を推進するためのこれまでの取組み
- ・ 捜査における取調べの一層の適正化について対策を講ずべきことを内容とする国家公安委員会決定（平成19年11月1日付）
- ・ 現時点において検討中の取調べの適正化に向けた施策等についての説明を行った。

(3) 各委員からの意見（自由討議）

○ 取調べに対する監督の強化について

- ・ 「捜査と留置」の分離は非常に上手く機能したと思っている。今回の施策も上手く機能すれば、相当程度優れたものになると思うので、形式的なものにならないようにしてもらいたい。
- ・ 捜査幹部が部下の取調べ状況を把握すべきであるのは当然であるが、これに加えて、捜査部門以外の部門が取調べ状況をチェックするという制度は良いことであり、効果を見込めるのではないか。
- ・ 取調べを監督するということは意味があると思うが、監督結果の書面の具体的記載事項はどうなるのか。不適正な取調べがなかった旨を明らかにするものとなるのか。
- ・ 取調べにおいて、暴行等があってはならないことは言うまでもないが、多少なりとも言葉が厳しく追及的になることはあり得るし、そうでないと、取調べが成り立たない場合もあるのではないか。
- ・ 取調べに関する記録を残しておいて、何らかの不適正な事案があった場合に、その記録を事後的にチェックするということは大事だと思う。
- ・ 取調べに対する監督の強化のため、任意出頭を求めて被疑者等を取り調べた場合にも拡大して取調べ状況報告書を作成するとのことであるが、全ての事件を対象として、これを作成させるのか。
- ・ 捜査部門以外の部門が取調べ状況をチェックするという仕組みは、適正化のためには常道だと考える。現場では記録化のために文書を作る作業が多くなるが、いかにそれを実効性あらしめるかが重要である。
- ・ 取調べ状況報告書には、取調べ状況の任意性・信用性に関する内容を含んだ事項を記載させるという趣旨でいいのか。記載の趣旨・目的をよく検討することが重要だと思う。
- ・ 取調べに関する報告書の作成をいくら取調べ官に義務付けても、取調べ官は自己に不利になるような内容をあえて記載しないのではないか。これが、公判における自白の任意性の立証に使われることが想定されるのであれば、任意性があるように記載する方向に傾くのではないか。
- ・ 結局は、捜査員のモラルの問題であり、後で取り繕うことをしないで済むよう、正しい捜査をすること、証人になって法廷へ出たとき、嘘をつかないですむような取調べを教え込むことが重要である。また、国民の信頼を得るためには、捜査において失敗をした場合には、きちんとその責任を問うことが重要である。捜査員に限らず、警察自体が、真実を述べることに徹する必要がある。

- 取調べ時間の管理の厳格化について
 - ・ 夕方遅くに凶悪事件の被疑者を逮捕した場合に、今日は遅いから取調べはしないということを報道で聞き、若干の疑問を抱くことがあるが、取調べを行うべきときには、警察にはしっかり取調べを行ってもらいたいというのが、世間一般の感情ではないかと思う。
- その他適正な取調べを担保するための措置について
 - ・ 取調室の状況を容易に把握するための施設の整備を一層充実させるとはどのようなものか、取調べの状況を把握できるようにするために、例えば取調室をガラス張り構造にするということを考えているのか。
- 捜査に携わる者の意識向上について
 - ・ 警察の捜査能力、特に真相を引き出す能力が低くなっているのではないかと感じる。
 - ・ 最終的には、捜査に携わる者の意識の向上が重要であって、能力・モラルの向上をどう図るかが重要である。
 - ・ 捜査員に対してだけでなく、捜査全般を把握し、捜査を指揮する指揮官に対する教育が重要であり、指揮官がもっとしっかりしなければならない。
 - ・ 捜査や取調べの在り方について、先例やそれに基づく教訓に学ぶ必要がある。過去の無罪事件等を見ても、同じパターンの指摘がなされているものが多い。個別具体の事件捜査の指揮において、そうしたことを踏まえた危機意識がいかに働くかが大事である。
 - ・ 捜査員に対して、適切な助言ができる経験豊富なアドバイザーが必要ではないか。
- その他、取調べの可視化について
 - ・ 警察捜査における取調べの状況を録音・録画するか否かに関する議論は避けて通れないと思う。
 - ・ 警察が取調べの可視化導入に消極的な態度をとっているのは、単に取調べ状況を録音・録画されては困ることがあるからであると多くの国民は思っている。取調べ状況の録音・録画することによる捜査への弊害を国民に分かりやすく説明すべきではないか。
 - ・ ビデオカメラにより取調べ状況を録音・録画すれば、取調べの適正化が直ちに図れるという意見もあるが、事はそれほど単純なものではないと思う。

5 今後の会議日程等

次回懇談会の日程等については、後日改めて連絡することとされた。